相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市赤羽根町枝古二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木喜七郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

愛知県豊橋市柱九番町七一番地　相続財産管理人　小林　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区猪子石一丁目六〇一番地、最後の住所名古屋市名東区香流一丁目一〇一二番地サンローヤル名東ビル三〇A号　被相続人　亡　佐藤　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

名古屋市東区泉一丁目一番三一号吉泉ビル七C　相続財産管理人　安保　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡大字比井九八三番地、最後の住所和歌山県日高郡美浜町大字和田一一三八番地の一八〇　被相続人　亡　外川　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

和歌山県御坊市名屋町三丁目二番七号フレンドリー紀州ビル　相続財産管理人弁護士　河内　茂治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市飯田町四四七番地二、最後の住所佐賀県鳥栖市古野町六四七番地七　被相続人　亡　髙尾　英臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目二五―三吉竹ビル二〇一　相続財産管理人　久保山且也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷一二二一番地一一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩崎　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

長崎市五島町五番四八号船用品ビル五階　相続財産管理人　弁護士　森永　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐郡横山村大字今成七一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　末廣祥太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

大分県宇佐市大字長洲三八四二番地　相続財産管理人　松永　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市祇園四丁目五五番地一、最後の住所宮崎市祇園四丁目五九番地　フルールマンション長田二〇六号　被相続人　亡　戸敷　利博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

事務所鹿児島市山下町一六番一一号　和田・石走・蓑毛法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡南風原町字兼城一〇三番地、最後の住所沖縄県島尻郡南風原町字兼城三〇八番地　被相続人　亡　神山　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

沖縄県那覇市松山一丁目三二番七号四F　相続財産管理人　司法書士　饒平名　孝

無縁墳墓等改葬公告

このたび農地の中にある墓地の改葬整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十一月四日

一、墳墓等所在地　徳島県徳島市住吉五丁目八九番地

一、墳墓等の名称　住吉五丁目農地の中の墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　徳島県徳島市住吉五丁目七番一五号　井内　祥造

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年11月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①寺崎不動産事務所　②富山県知事(1)第2850号　③寺崎隆志　④富山県富山市堀329　⑤1000万円　⑥富山県知事　⑦富山県富山市堀329　寺崎不動産事務所　寺崎隆志

無縁墳墓等改葬公告

当寺院納骨堂新規建立工事に伴い、寺内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十一月四日

一、墳墓等所在地　福岡県みやま市瀬高町上庄一〇五番地

一、墳墓等の名称　正覚寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県みやま市瀬高町上庄一〇五番地　宗教法人正覚寺　住職　島添　信生

無縁墳墓等改葬公告

共同納骨堂完成のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年十一月四日

一、墳墓等所在地　長崎県南松浦郡新上五島町曽根郷六三九番地

一、墳墓等の名称　カトリック曽根教会墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　長崎県南松浦郡新上五島町小串郷一〇二八番地　カトリック曽根教会霊園管理委員会　代表　川口　豊美